

小山町地域クラブ指導者バンク設置要綱

特定非営利活動団体 おやまアレグ

(目的)

第1条 この要綱は、町民のスポーツ及び文化芸術の振興を図るため、指導者及びサポーターの確保を行い、学校、地域団体等の要請に応じて適切な指導者及びサポーターを紹介できるよう小山町地域クラブ指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）を設置し、指導者の有効な活用を図ることを目的とする。

(対象者の資格)

第2条 指導者バンクに登録できる者（以下「対象者」という。）はスポーツ・文化芸術活動に理解と熱意があり、かつ、スポーツ・文化芸術活動の推進のために活動したいという意欲のある満18歳以上の者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) スポーツ・文化活動理論に関する指導資格を有する者
- (2) 各種スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の実技指導資格を有する者
- (3) 健康・安全に関する指導資格を有する者
- (4) イベント等へサポーターとして支援できる者
- (5) その他スポーツ・文化芸術活動に関する専門的知識及び指導歴を有し、特定非営利活動法人おやまアレグ（以下「おやまアレグ」という。）が適当と認める物。

(登録)

第3条 指導者バンクに登録を希望する対象者（以下「申請者」という。）は、小山町地域クラブ指導者バンク登録申請書（様式第1号）をおやまアレグに提出するものとする。

2 おやまアレグは、登録申請を受理したときは、登録者として適切かについて審査し、小山町地域クラブ指導者バンク登録審査結果通知書（様式第2号）により審査結果を申請者に通知するものとする。

(登録期間及び更新等)

第4条 指導者バンクに登録された申請者（以下「登録者」という。）の登録期間は登録された年度の翌年の3月31日までとし、毎年、更新するものとする。

2 登録者は、登録事項に変更が生じた場合又は登録者としての活動が継続できない事情が生じた場合は、速やかにおやまアレグに報告するものとする。

(登録の取消し)

第5条 おやまアレグは、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 登録者としての活動を維持できない事情ができたとき。

(3) 登録者として不適当と認められる行為があったとき。

2 前項の規定により登録者の登録を取り消す場合には、小山町地域クラブ指導者バンク登録取消し通知書(様式第3号)により該当登録指導者に通知するものとする。

(登録者の任務)

第6条 登録者は事故防止に留意し、効果的な指導及びサポートに努めるものとする。

2 登録者は、品位を汚すことのないよう常に人格の鍛錬及び研修に努めるものとする。

(紹介対象となる団体等)

第7条 登録者の紹介の対象となる団体は、次に上げるとおりとする。

(1) 小山町内の小学校及び中学校

(2) 特定非営利活動法人おやまアレグに加盟する団体

(3) その他次に掲げる条件を全て満たす団体でおやまアレグが適当と認めたもの

ア スポーツ・文化芸術活動を行う団体で、当該活動の参加者数、使用する施設・設備、開催時間等が適切であること

イ 主催者又は代表者が明確であり、かつ、参加者の事故等について責任をもって処理できること

ウ 活動目的が、政治、宗教又は営利を目的としたものではないこと

(登録者の紹介等)

第8条 登録者の紹介を受けようとする団体の代表者(以下「依頼者」という。)は、紹介を必要とする日の2週間前までに、小山町地域クラブ指導者バンク紹介依頼書(様式4号)をおやまアレグに提出するものとする。

2 おやまアレグは、前項の申請に基づき申請内容に適合する人材を登録者から選定し、団体に紹介する。

3 詳細な活動内容等については、登録者と依頼者の間で打合せを行うものとする。

(結果報告)

第9条 依頼者は、前条第3項に規定する打ち合わせ終了後15日以内に、小山町地域クラブ指導者バンク結果報告書(様式第5号)をおやまアレグに提出しなければならない。

(経費の負担)

第10条 登録者が依頼者に対して行う指導等に要する経費は、団体等が負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導者バンクについて必要な事項は、おやまアレグが別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。